

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

「中小企業雇用安定化奨励金」と「短時間労働均衡待遇推進等助成金」が統合の予定!

予定H23.4.1~

均等待遇・正社員化推進奨励金の概要

奨励金の対象となる制度	支給要件	支給額
正社員転換制度	【制度導入】：対象労働者1人目 正社員へ転換するための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に支給。	1事業主につき ・中小企業……………40万円 ・大企業……………30万円
	【転換促進】：対象労働者2~10人目 2人以上転換させた事業主に対して、対象労働者10人目まで支給。	労働者1人につき ・中小企業……………20万円 ・大企業……………15万円 ※母子家庭の母など30万円 (大企業25万円)
共通処遇制度	正社員と共通の処遇制度を導入し、実際に対象労働者に適用した事業主に支給。	1事業主につき ・中小企業……………60万円 ・大企業……………50万円
共通教育訓練制度	正社員と共通の教育訓練制度（Off-JTに限る）を導入し、1人につき6時間以上の教育訓練を延べ10人以上（大企業は30人以上）に実施した事業主に支給。	1事業主につき ・中小企業……………40万円 ・大企業……………30万円
短時間正社員制度	【制度導入】：対象労働者1人目 短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上に適用した事業主に支給。	1事業主につき ・中小規模……………40万円 ・大規模……………30万円
	【定着促進】：対象労働者2~10人目 2人以上に適用した事業主に対して、対象労働者10人目まで支給。	労働者1人につき ・中小規模……………20万円 ・大規模……………15万円 ※母子家庭の母など30万円 (大企業25万円)
健康診断制度	パートタイム労働者または有期契約労働者に対する健康診断制度（法令上実施義務のあるものを除く）を導入し、実際に延べ4人以上に実施した事業主に支給。	1事業主につき ・中小企業……………40万円 ・大企業……………30万円

企業規模の定義、助成内容、支給要件などの一部変更等、詳しくはこちらでご覧下さい。
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/pdf/63.pdf>